

裁判員経験者の意見交換会議事概要

日時 平成27年12月18日（金）午後2時30分～午後4時45分
場所 札幌地方裁判所裁判員候補者待合室（本館2階）
出席者 司会者 佐伯恒治（札幌地方裁判所刑事第2部総括判事）
法曹出席者 高杉昌希（札幌地方裁判所刑事第2部判事）
仲戸川武人（札幌地方検察庁公判部検事）
政池裕一（札幌弁護士会弁護士）
裁判員経験者 4名（1番，4番，5番，8番。出席予定だった2番の裁判員
経験者は欠席）
補充裁判員経験者 3名（3番，6番，7番）
報道機関出席者
北海道新聞 1名

<意見交換会の趣旨説明と法曹三者の紹介，挨拶>

司会者

それでは、意見交換会を開始したいと思います。まず、皆様にはお忙しいところご協力いただきまして、大変ありがとうございます。本日の司会進行を務めます裁判官の佐伯でございます。どうぞよろしく願いいたします。本日は、私の他にも、途中で司会も一部行っていただく高杉裁判官もいらっしゃいます。それから、検察官、弁護士の方にも同席していただいておりますので、まず、法曹三者、法律の実務家の出席者から、ご挨拶いただきたいと思います。

仲戸川検事

検察官の仲戸川と申します。札幌地方検察庁の公判部というところで、公判を担当している検察官です。今日、お集まりいただいた皆様関わった事件にも、一つ、私が立たせていただいた事件もございます。皆様、裁判員として関わった事件は1件ですが、我々は普段、刑事裁判に立っているとはいえ、裁く側、判断する側に立ったことはございませんので、そういう意味で、本日の皆様のご意見は、我々にとっても貴重な意見になりますので、聞かせていただくのを楽しみに参りました。よろしく願いいたします。

高杉判事

札幌地方裁判所で裁判官をしております高杉と申します。私は、東京、大阪、札幌と3か所で、裁判員裁判を40件ほど務めて参りました。40件もやれば慣れてくるだろうと思うかもしれませんが、毎回、裁判員の方は変わりますので、毎日が緊張して、どういう話し合いになるかなというふうにやきもきして、一件一件を務めております。こういう経験者の皆様からご意見を伺う場に立ち会うのは2回目ですが、毎回、ご意見をいただいて、勉強になることが多いなというふうに思っております。本日も貴重なご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。また、途中で司会も務めさせていただきますので、お手柔らかにお願いいたします。どうぞよろしく願いいたします。

政池弁護士

札幌弁護士会で刑事弁護センター運営委員会という部会で副委員長を務めております弁護士の政池といいます。私も、前回は意見交換会に参加させていただいたのですけれども、裁判員の方から色々なご意見を聞いて、今後の弁護士の活動、弁護人の活動に活かしていければと思っておりますので、色々な意見をお聞きできれば良いと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象について>

司会者

それでは、早速ですが、中身に入って参りたいと思います。一つ目として、皆様方から、裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象について、ご紹介いただけたらと思います。大変恐縮ですけれども、順番に従って、ご発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。1番の方からお願いいたします。

1番

もともと参加してみたいとは思っていましたが、自分のときは、量刑が争点という裁判だったので、なかなか難しいと思いましたが、結局、量刑をどう計算するだとか、そういうことについて、ちょっとよくわからなかったというのが感想です。あと、自分のときの裁判は、被告人の方はすべて認めますと、かなり一方的な感じの、たまたまそういう裁判だったのかもしれないですけど、被告人の方が何も反論しなかったら、一方的に被害者側の意見が通っちゃうんだと、そういう感想を持ちました。あと、その後はどうなったのだろうというのが、何調べても分からなかったの、その辺は調べちゃいけない範囲なのかどうなのか、と思いました。

3番

私の場合は、思い込み、心得違いが結構あったかなと、1番の方もおっしゃったような量刑をどのようにして決めるか全く知らない。裁判員制度というのは、ニュース等で知っていて、加わることは分かっていたのですが、いざ参加しまして、結局、最後は、裁判官の方の大なたで決めていただけたのかなくらいの思い込みの仕方だったのですが、ずっと補充裁判員を含めた8名で進める中、なかなか最後の最後まで、「普通は」、ないしは、「これまでは」というような形の案内もなく、一体どうなるのだろうという中で、最後は少々重い量刑ではございましたけれども、それにつなげていただいた。終わってみてから、全体を見直して、そういうものかと。ある程度、頭が冷えてから、映画などに出てくる外国の裁判員制度を見ると、やっぱりそうかというような形で、最初の取組みが、安易にやってくれるだろうみたいな形だったので、少々、意識と時間を無駄にした部分はあったのかなとは思いますが。にしても、人を裁く判断ですから、今後はあまり参加はしたくないのですけれども、次のそういう対象になった方々は、何せ、自分だけではないようでした。周辺にも「どう？」と聞くと、やっぱり、大半の人がそういうスタートだったようですので、最初のうちに、その辺をご案内いただけた方が、逆に覚悟して臨めたのではないかという思いはあります。裁判員制度についての感想としては、決まったものをどうのこうのという話ではないですけれども、これはこれで、善良な市民の一員として、まあ、それまで好き勝手自分だけのことで社会生活をしていましてけれども、一員として自覚を更に持たせてくれる良い機会だったような気がします。

4 番

私は、正直言って、選ばれるとは思ってなくて、これも一つの人生経験じゃないかと思ひまして参加した訳です。参加しまして、緊張が先で、クッションの良い椅子に座って、そのこと自体が緊張しました。テレビとかの裁判と違って、これまで考えなきゃいけないのかという部分がありました。終わってみて、これだけの裁判官、裁判員とか、弁護士さん、皆さんで評価して、一人のために、これだけ迷惑かけているというか、良い経験だったというか、大変良いことじゃないかと思っております。

5 番

まず、率直に言うと、非常に良い経験をさせてもらったなというのと、驚いたのが、裁判員も裁判官と同じように、法廷で、被告人だったり、証人だったり、被害者の方だったりに質問ができるということに驚いて、緊張しながらやらせてもらいました。あと、量刑を決めたりとか、そういったことも、裁判官の方が非常に細かく丁寧に教えてくれて、当日の、裁判員、補充裁判員の方みんなで、一つの結論を出せたというのは、みんな納得いった結論に達して、有意義に議論できたのではないかなと、一つの達成感みたいなものは味わえたのかなと思っております。

6 番

私は、補充裁判員として選任されたのですけれども、裁判員制度が始まってから、裁判には漠然とした興味があつて、傍聴なんかには行ってみたいなというふうには、少し思っていたこともありまして。なかなか、そういったことを知る機会もなかったのですが、今回、選任のご案内をいただいて、是非やりたいなというふうに思つて、選任日を含めて7日間という長い日程だったのですけれども、仕事の方はどうかというのもあったのですけれども、それをおいても、やはり、なかなかチャンスはないと思ひましたので、是非やらせていただきたいなと思つていたところに、補充裁判員として選任されて、嬉しかったというか、不安でもありましたけれども、是非やらせていただきたいという気持ちで臨むことができました。どういう場なのかも分からなかったですし、結構、シビアにみんな色々な意見が飛び交うというか、そういう場なのかなと思つていたのですけれども、裁判官の方々が、事務官とか書記官の方も含めてなののですけれども、非常に私達が居やすい場、和気あいあいとした場所を提供していただきまして、もの凄く気を遣ってくださっているなというのが、非常に感動的でした。もっと気むずかしい方々なのかなというふうに思つていたのですけれども、お昼も一緒に食べてくださったり、色々なお話をしてくれたり、本当に私たちを緊張から解放してくださるような、気遣いをしてくださっているなというのが、もの凄く、この裁判員制度の発展にというか、凄く気を遣われているのかなと感じました。実際の審理の期間が3日間で、この期間は補充裁判員として、発言をせずに後ろで聞いていたのですけれども、今回は、罪が強姦致傷など複数の罪状があつて、それで複雑なものだったのですけれども、検察官の方とか弁護士の方とかが質問されていくのですけれども、休憩のたびに、私たちに質問はないかというふうに裁判官の方から聞かれまして、その都度、質問などをお願いするのですけれども、その後でまた弁護士の方や検察官の方が質問して、新たな疑問がわいてくるというか、それが分かっていたらもっと別な質問ができたのにということがあつて、なかなか自分の中でまとまりがつかないというか、そういうことがあつたなというふう

には思いました。あと、量刑を決めるときも、やはり皆さんおっしゃっていたように、事件事件で他とは違うと思いますので、過去の判例をもとに決められたのだと思うのですけれども、ちょっと素人には難しいというか、無理だなと思いました。急に私たちも参加というか、弁護士さんとか検察官の方が挙げた証拠をもとに、量刑を決めるということしかなかったので、私たちも捜査の段階から加わらないと、全く分からないのではないかというか、これだけでは分からないなど、疑問点一杯の中で量刑を考えるということがあったので、非常にためにはなりましたけれども、やっぱり素人には難しいなというのが最終的な感想です。

7番

私は、補充裁判員として選任された者ですが、本当に当たるなんて思っていませんでした。6番の方と同じ裁判で一緒にやっていたのですけれども、私の中では、補充員として発言はするのですけれども、裁判員に当たった方の発言が少し足りなかったのですよね。これから裁判員に選任される方、後々、終わってから、ああすれば良かった、こうすれば良かったというよりは、前もって、自分の意見をちゃんとして、言ってもらいたいなという思いもあります。

8番

私は、普段、裁判とは全く違う職業に就いていて、違う世界を見てみたいという興味がありまして、やってみたいと思っていて、実際やってみて、非常に人生勉強になりました。職場の理解もあって、上司に話したら、良い経験になるので是非行ってこいと背中を押してくれました。今日、ここに来るまでに、なぜ興味があるのかなと考えていたのですけれども、私の父方の祖父が裁判官を長年やっていた方で、父も調停委員として裁判所に通って関わっていたのですけれども、私は全く別の職業に就いたのですけれども、父や祖父がどういうことを考えてというか、裁判に何らか関わっていたということ、特に家でそういうことをしゃべったことはないですが、どんなことを考えていたのかなということも思っていて、何というか、不思議な体験をしたなという感じでした。裁判自身は強盗致傷で、本人も大枠で認めていて、結局、動機が何なのかよくわからないので、私たち裁判員や裁判官は、どんなことを考えていたのかということ、状況証拠をもって、相手の中にどんな気持ちだったのかということ考えていくという作業が続きました。そうすると、なかなか大変で、神様ではないので、本当に考えていることは分からないし、本当のことを言っているのかもしれないし、嘘をついているのかもしれないという疑問もある中で、相手の心の中に踏み込んでいく。私の場合は、土日を含んで、最後、休日を挟んだので、たくさんの情報を得た中で、次の日ずっと一日中考えてしまって、何を考えていたのか。終わった後も、その感覚が残って、しばらく1週間くらい、仕事に完全に集中できないというか、入り込みすぎて、一体これはどういう事件だったのか、最終的に量刑を決めて、これで良かったのだろうかというのが、自分の中で引きずってしまったところがありました。裁判員で量刑を決めるところで思ったのですけれども、やっぱり一票が非常に重い、二十代の若者の量刑を決めるということだったので、1年、2年、簡単に動き得るのですね、最後の量刑のところ、判断によって。よく考えたら、1年あったら365日、2年あったらその倍あって、二十代、服役されると三十代ですけれども、重いなと思っていました。たった1年ですけど、被告人

にとっては非常に重いだらうということで、先ほど話された方もおっしゃってましたけれども、何年に決めるというのは、素人には非常に難しいと思いました。良い悪い、善悪の判断というのは、一般の人は、一般感覚で言えるのですが、量刑のところというのは、私も難しいので、それはプロの方に任せた方が良いのかなという感想を持ちました。

<選任手続期日まで、公判審理及び評議における感想、意見について>

司会者

一通りご意見を賜りまして、どうもありがとうございました。それでは、本論の中身の方に入って参りたいと思います。メインは公判での審理についてと、今お話に出て参りました、評議についてということなのですが、そこに行く前の、若干、今お話も出ておりました、皆様が選ばれるまでの間の色々なご負担とかですね、そういったもののご意見があれば、この機会に賜りたいと存じます。それでは、選任手続期日までということについて、ご意見を賜りたいのですけれども、皆様、8番の方などは、職場の方のご理解もあったということですから、お仕事、それからご家庭の事情が色々ある中で、長期間の日程、ご都合を付けてですね、参加していただいたのだと思います。結果的には、皆様方には、参加していただいた訳ですから、その日程調整などにあたって、何かご負担に感じた点ですとか、あるいは、ここはこういうふうに改善したら良いのではないかとといったような点、それから、何か、裁判に参加するにあたって、事前に分からない情報は振り返ってみると数多くあり、こういうものを先に知らせてくれればということところが、先ほど3番の方から出てございましたけれども、色々、今になって振り返って、おありだろうと思います。その辺りについて、特にこれと決めませんけれども、何かご意見等あれば、お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。1番の方、お願いしてもよろしいですか。

1番

自分の場合は、割と仕事の方が融通が利くので、それと当たった日が丁度都合が良かったので、自分のときはすんなり、もともと参加したいなと思っていたので、丁度、タイミングが良かったのですが、他の人は忙しかったりとか、ちょっと分かりません。

司会者

3番の方とか、いかがですか。先ほど、一点、お伺いした訳ですが、何かございますか。

3番

選任手続期日までとして申し上げるのであれば、特に私はない、というよりは、手紙だけのやりとりで、挙げ句の果て、来なさいというふうになって、ここに来て、40人くらいでしたか、その中で座って、どうやって決めるのかも分からなくて、初めて「抽選です。」と聞いて、「ええ〜。」と。それで、その中で事情のある人というふうな形で、事情を話す中で、残った人の抽選。何となく発表が、飛び飛び飛びで、私は確か21番で、直前で20番の方が呼ばれて、「あっ、ラッキー。」と思ったら、どうしてここだけ二つ続けてと。色々経験させてもらいましたけれども、ショッキングであることは確かだと、どの人にとっても。何かこう、その辺を加味したやりようというものもあるのかもしれないし、ないのかもしれないし、それが最善なのかもしれないし、と

りわけ、こうしたらというものは、ありませんが。抽選ということは、どの人もそうですけど、来て分かったというのも、これもなかなかショックかなと思いますけれども。それなら、それで、予め知っていたいなというのがありますね。

司会者

他に何かございますか。8番の方、お願いします。

8番

抽選の日に、30名くらい、40名くらい、集められたということだったのですけれども、大体、そこに来ている段階で、ある程度、やっても良いかなという人が多いのかなと。その後、選ばれた人に聞いてみたら、来た時点で、ある程度、やるつもりでいた人が多かったです。30名、40名が、平日に仕事を休んで来て、8名しか選ばれない。他の方々は、帰らなければいけないという中で、30名の時間を調整して集まった皆さんは大変だったと思うので、その辺のところはもう少し、せっかく来たのに選ばれないで帰って行くというところを、もっと効率よくできないのかなと、事前にもっと、やる気があって来られる人に来てもらって、そのまま参加できるような仕組みがあれば良いのになとは思っています。とはいえ、私も、事件の内容が、もし、殺人であるとか、幼児虐待であるとか、そういうのだったら、実は嫌だと思っていて、それだったら、何か理由を付けて断ろうかなというところもあったので、多分、今まで裁判員制度が始まって何年も経つので、大体どのくらいのものなら、どのくらいの辞退者というのは、何となく分かっていると思うので、30名、40名は集めすぎではないかなとは思いました。

司会者

他の方、いかがですか。6番の方、今うなずいていらっしやいましたが、いかがですか。

6番

私も8番の方と同じで、ちょっと集めすぎというふうに思っています。結局、平日に、遠方からも来られてる方が結構、私たちの中にもいたので、そこでまた、帰っちゃうのかと思うと、ちょっと、かわいそうだなとは思っていました。あとですね、選考されるときまで事件の内容が分からないということで、私の場合は、公判、評議を含めて6日間というふうに言われていたので、これは殺人だなというふうに思っていて、ネットで色々調べたり、周りに経験者がいなかったの、ネットとかでも調べられなかったですけれども、もし、殺人事件であれば、その証拠の死体の写真とか、そういったものを見せられるに違いないと思っていて、それを見せられたときの自分のメンタルの調整みたいなものをずっとシミュレーションして、絶対に具合が悪くならないようにしようとか、人だと思わず物だと思おうとか、そういった自分なりの調整をしながら臨んだので、もしかすると、他にもそういう方がいらっしやって、選ばれなかったという、結果的には無駄な時間と言ってしまうと語弊がありますがけれども、そういうふうにして臨んでいる人もいらっしやると思いますので、私のときは、結局選ばれたのが3人に1人くらいで、それ以外の3分の2くらいの方は、何もなしに帰ってしまっているの、私も、もう少し絞った方が良いのかなというふうには思いました。せめて半分くらいですかね。

司会者

今、ご指摘いただきましたとおり、予め、この事件ですということは、皆様にお伝え

しないで、裁判所にお越しにいただいている訳ですけれども、今ひとつ、ご発言いただきましたとおり、そうなってくると、長期間だと、重大な事件ではないかということが、多分、皆様お思いになったのではないのかなと思う訳ですが、他の方で、同じようなご不安を抱いた方、いらっしゃいますか。

4番

私、初めはですね、1日か2日くらいだと思っていたのですが、実際は1週間となりまして、正直びっくりしました。私の場合、私以外に、働く人がいないものですから、日程等も1日や2日なら構わないですが、やっぱり1週間となるとなかなか難しいですね。それで、私の場合、何か月も前から、決まってからすぐに、社長にこういうことですからということを説明して、「もしも選ばれたら、1週間休みます。」ということを行ったというか、実際、選ばれて、社長としては安心したかもしれないというか、私の代わりの人を置かなきゃいけないから、もし、抽選に漏れたら、代わりの人を断らないといけないということもありまして、事前に本当に裁判員になりたい方は、1日や2日だったら良いという人もいるし、一週間でも二週間でも良いですよという人も中にはいると思いますので、それも配慮して、そういうのも考えてほしいなと私は思います。

司会者

ありがとうございます。殺人とか、そういう事件だったら、やっぱり嫌だなというお考えの方もいらっしゃると思いますし、あるいは、嫌だというよりは、それに向けてご準備もされるというご意見も賜った訳ですけれども、皆様の本音としては、殺人とか重罪であったり、あるいは、犯罪自体が残虐であったりするような事件というふうに分かっていたら、やっぱり、なるべくだったら、務めたくないなというふうにお考えでしょうか。そんなことはないのだと、それでもやっぱり、意義があることなのだと、何かその辺り、ご意見ございますでしょうか。

1番

私の方は、本当にこういう裁判というのに全然関わったことがなかったので、知識がほとんどないので、どんなものでも参加してみたいなと、もともとあったので、深く考えずに参加できたのだなと、そんな感じです。

5番

私の場合も、最初の候補者になりましたという郵送のときから、どんな事件でも想定はしていたので、不安というか、4番の方と同じように、7日間でしたので、ある程度大きな事件だなとは思いましたが、不安というのはなかったです。ただ、7日間というのは、連続した7日間というのは、働いている身としては、非常に長いというか、負担が大きかったなというのが感想です。二日に1回程度空けるとか、実際に同じく参加した方の中でも、裁判が終わった日の夜に出勤したりとか、私もそうですが、土曜日とか日曜日に会社に顔を出さないといけない状況があったりだとか、そういうのがあったので、連続した7日間というのは、非常に負担が大きいのだなというのが感想ですので、そこら辺、何か改善できたらいいなとは思いますが、実際の裁判は、7日くらい審理を重ねないとだめ、必要な日数だなとは思いましたけれども、ちょっと長いなと思いました。

司会者

6番の方から死体の写真の話があって、見せられるに違いないというご意見をいただいた訳ですけれども、実際には検察庁の方でも配慮をいただいて、刺激的な証拠というものを皆様が目にすることが、なるべくないような形で、証拠というものも作っておられるという実情に全国あると思います。ただ、中には、やはり裁判員として選ばれた以上、こういう制度である以上、裁判官と一緒に、むしろ見るべきものは見なければいけないのだという、そういうような考えも一部ある訳です。この辺り、制度のありようといいますか、残虐な事件の裁判を避けることはできない訳なのですが、その裁判において、こういう裁判員裁判の中で、そういう刺激的なものを見なければいけないという制度であったとしたら、どうなのかとか、あるいは、そんなもの見なくても良いのではないのかとか、あるいは、見るのが必要だとか、色々ご意見あるかと思うので、この機会に何人かの方からその点についてお伺いしたいなと思いますが、7番の方、いかがでしょうか。

7番

そういう死体の画像とかは、ちょっと、私は見られないとは思いますが。そういうのは避けたいなというのが本心です。

司会者

8番の方は、いかがでしょうか。

8番

おそらく、そういう画像は、人によって耐性が全く違って、全然へっちゃらだという人もいれば、ちょっとした写真でかなり深い傷になってしまって、トラウマのようになってしまう方もいるので、なかなか一概に言えないところもあると思います。ですが、自分の事件に関わってみて、やはり残虐性であったり、計画性であったり、というところで、どうしても必要な写真というのはあるのだろうと思います。実際、その後の心のサポートの話もありましたし、連絡先もいただいていた、そういう態勢、必要であって、もし起きてしまったときにどうするかという態勢は整っているのだなというのは感じましたし、裁判長の方も、非常に配慮して、私のところはそんな刺激的な写真はそれほど出てこなかったのですが、一部、ちょっと人によっては嫌だなというような写真が出てきたのですが、その前には裁判長が、これから、こういう感じの写真が出てくることありますが、心の準備と言いますか、ちゃんとケアをしていただいたというか、そういう発言がありましたので、その辺はうちのところは良かったなと思います。

司会者

選任手続期日までというところで、色々な観点からお伺いした訳ですが、他に何かございませんでしょうか。時間の関係もございますので、ここで、司会を交代したいと思います。

高杉判事

それでは、私の方で、審理と評議ということで、これから話を伺っていきたくと思います。まず最初ですけれども、審理、つまり、法廷でのやりとりを皆様にお聞きいただきましたけれども、この法廷でのやりとりについてですね、色々ご意見を伺いたいなというふうに思っております。ブロックごとといいますか、手続ごとに話を伺った方が良くないかと思いますが、若干、いくつかのパートに分けて、お伺いしたいと思います。

まず最初に、検察官、弁護人がそれぞれ、これから証拠で証明しようとする事実をプレゼンテーションするという場面があったかというふうに思いますが、冒頭陳述というふうに法律用語では言っていますが、この手続、おそらく最初の段階で、皆様、緊張されているのだと思いますが、あのプレゼンテーションで、皆様、これから自分たちが参加する裁判の内容と申しますか、こういう事件について判断しなければいけないのだなということをよくおわかりになりましたでしょうか。あるいは、こういうふうにしてもらったら、より理解ができたのになとか、他のその後の手続に進む心構えを持って進めたのになとか、何か意見ありましたら、いただきたいのですか、いかがでしょうか。おそらく、1枚か2枚の大きな紙を見せられて、それに基づいて、経緯ですとか、あるいは事件の内容などを聞かされたという、そういう形になったかと思えます。いかがでしたでしょうか。実際に裁判をご一緒したので、つい甘えてしまっていますが、3番の方、事件もいくつか複数ありまして、複雑な裁判であったと思うのですが、こういう事件の事柄の流れでというのが、すんなり頭に入りましたでしょうか。

3番

正直、あのときは、始まったばかりで、緊張の方がより勝っていました。ですから、幸い文書にも書いていますし、後追いで、そういうことだったのかというふうな知識の一つに加えられた。あそこの壇上で座って、そして話す言葉が逐一、それを説明として耳に入ってきてたかという、そうではなかったような気がします。後から、過程が進むにつれて、だんだんと、その罪について思うようになってきて、というふうな流れですね。これは、どうしようもないのではないのでしょうかね。

高杉判事

他の方、今、3番の方が言われたように、緊張もされているし、高いところにいきなり乗せられてですね、また、慣れないような言葉遣いをしているような、例え、分かりやすくはしている、我々もしているつもりではある、それでも、慣れないところで、事件のことを聞かされても、頭に入ってこないというところは、それは、やむを得ないところはあると思うのですが、それにしても、もう少し、こうしてくれると分かりやすいとか、もうちょっと、すんなり頭に入ってきたとかですね、そういう点について、検察官なり弁護士の話し方、あるいは、資料についても、何かご意見があれば伺いたいのですが。こういう資料だったら、分かりやすかったのになとかですね。

8番

私の担当した事件の話ですけれども、強盗致傷なので、暴行の詳細なのですけれども、右手で掴んだとか、左手で掴んだとか、どれくらいの強さだったのかとか、頭を何回叩きつけたのかとか、非常に細かいところで、争いがありました。被害者と被告人との違いなのですが、大枠は一緒なのです。やったことは認めています。ですけど、右太もものか左太もものか、多数回なのか、二、三回なのかとか、それは、被告人も被害者も、時々どっちがどっちだか分からなくなるくらいだったのです。それが、全部、文字で書いてあって、非常にややこしくて、これを、例えば、図解して示すであるとか、人を立たせてやるとか、というのをやっていただいたら、大分、分かりやすかったなと思いました。それはやり方なのですから、大枠を双方認めている中で、右手とか左手とか、それほど重要なのかなというのがありまして、どちらかだったら量刑が変わるの

かという変わらないと言われたのですね。そうすると、不毛な時間がずっと流れまして、人の記憶ですから、1年も前の話なので、興奮していたと思いますし、人の記憶は、曖昧だし、入れ替わるし、あやふやなものだと考えると、そここのところを時間を使って争っていたというのは、ちょっと一般感覚からすると、時間の無駄でもあるし、被害者の方がその度に、思い出して、どうだったかというのをやるのですが、また事件のことを思い出してしまって、二次被害、三次被害ということになっていたのです、その辺のところは何かならないのかなという感想はありました。

高杉判事

今、8番の方から、刑期にも犯罪の成否にもあまり関係ないような細かいところに主張があって、しかも複雑で、なかなか、この段階で主張、その後の立証も含めてなのかもしれませんが、こういう必要があったのかというご意見がありました。逆に、主張の段階で、大雑把すぎて、もっと詳しく分かったら良かったのになというご感想をお持ちだった方はいらっしゃいますか。あるいは、同じように、細かすぎるな、ざっくり言ってもらった方が分かりやすかったのではないかなと、色々な見方はあろうかと思います。また、事件によっても違うと思いますけど、その辺り、いかがでしょうか。他に比べるものがないというのもありますけれども、こんなものかなという感じですかね。

1番、3番ないし8番

(うなずく)

高杉判事

それでは、先に進ませていただきます。実際の証拠調べ、メインパートというふうに思いますけれども、こちらについて伺いたいのですが、まず、どの事件でも、証拠書類を調べた場面があったかと思います。この証拠書類の調べ方等について、何か分かりにくいとかですね、あるいは、こんなにたくさん証拠がいるのかとかですね、とにかく時間が長いとかですね、色々、ご感想、ご意見はおありになるかなと思いますが、書証、証拠物も含めて、その取調べについて、何かご意見ございますでしょうか。

6番

私の事件は強姦だったのですけれども、実際に写真で、被害者の方が犯人の役をされた刑事の方に羽交い締めされている写真とか、車に乗せられるときに連れ込まれるときの態勢とか、そういった写真があったのですけれども、ことごとくですね、実際と違うのではないかというのが感じられて、犯人役の刑事の方も、体を接触するというので遠慮されていたのかもしれませんが、実際とはちょっと違うものになっているというふうにかなり感じたので、そこは、被害者の方本人が出なくても良いと思いますので、刑事の方同士でやれば良いのかなと、もっと真に迫らないと、全く分からないですし、わざわざそれを撮る必要があるのかなというふうに思いました。

高杉判事

今の点は、その程度の中途半端なものだったらいいし、逆にやるのだったら、もっと迫真的な証拠の方がよろしいということになる訳ですね。他の方、いかがでしょうか。今、証拠の内容についても、このような内容だったらどうかというご意見もいただきました。大変貴重なご意見だと思いますが、他の方、いかがでしょうか。今のような観点でもよろしいです。証拠の量、こんなに大部な被害現場、犯行現場について、写真

を一杯見せられるというようなこともあったかと思いますが、そんなに詳しく、四方八方から写真を撮って見せられる必要があるのかなとかですね、何かご意見ありますでしょうか。特に、量などについても、結構長い時間、3番の方の事件では書類の取調べでは150分、4番、5番の方の事件は260分、8番の方は140分かかっている、私は率直に言って長いなど、特に4番、5番の方は260分、事件ではないとは思いますが、その辺り、いかがでしょうか。実際に経験されて、5番の方、いかがでしょうか。

5番

証拠ということでは、非常に多かったです。情報量が多すぎて、どう判断しているのかなとは思いましたが、まあ、必要なのだろうなという感じで見せてもらいましたが、ただ、犯行の場面というよりも、犯行現場だった建物の説明というのですかね、その長さであったりとか、広さであったりとか、そこまで必要なのかなというくらい説明が多くて、なかなか犯行のときの状況というのがイメージしづらかったのは確かです。ただ、評議のときに裁判官の方が細かく説明してくれたり、分からないところは裁判長が聞いてくれたりとか、結果的には分かりやすかったかなとは思いますが。

高杉判事

4番の方はいかがでしたでしょうか。

4番

そうですね、結構、これが証拠なのかなというの中にはあったので、裁判には必要なかなとは思いましたが、例えば、本当に軍手で犯行に及んだのか、素手で及んだのか、そういうようなところまではっきりと説明というか、そういうのも必要じゃないかなと思います。ただ、やっぱり、証人の方がビデオで証言台に立っていて、これはびっくりしたというか、そのときに、殴られた箇所を拝見して、こういうのがやっぱり必要じゃないかなと、そのところ、証拠として必要なものと必要でないものを分けて、我々に見せてほしいなと思いました。

高杉判事

本当にこれは必要なかなと思うものがあったというお話でした。証拠書類の中で、供述調書、人の話をまとめたものというのもあったかと思いますが、こちらについて、特に1番の方の事件は、おそらく、争いがなかった事件だと思うのですが、被害者がいらっしやるという話でしたかね。そうすると、被害者の方の話は、この調書でしか分からないということになりますか。その場合に、この方がもし証人として法廷に来ていてくれたら、もっとより事件の内容が分かる、あるいは、こんなことが質問できたのかなとかですね、色々おありなのかなと思ったのですが、この辺り、何かご意見ありますでしょうか。

1番

自分のときは、証拠らしい証拠というのはまるでないというか、被害者の言ったことが全てみたいで、被告人の方が「そのとおりです。全くそのとおりです。」という感じの裁判だったので、証拠というものがあるというのが何一つなかったので、自分はこの裁判一つしか分からないもので、こういう一方的なものなのかなと。関係が要するに親子というもので、お父さんが結局、子どもさんに対してそんな戦えないという感じも受

けたし、ちょっと普通の裁判とは違うのかなとか、他の裁判知らないもので、そのようなところですよ。

高杉判事

他の方でも、大体、証人尋問はされていたようでしたけれども、その人を調書だけじゃなくて、実際に法廷に来てくれていたら、もっと事件の真相というのですかね、結論を決めるにあたって、判断に役に立ったのではないかなと思われるようなところが何かお感じになっている方、いらっしゃるのでしょうか。大体争いがあった事件だと、キーパーソンは多分証人尋問されているので、特に過不足はなかった、自白事件と比べるとあまり感じられなかったですかね。

1番、3番ないし8番

(うなずく)

高杉判事

では、証人尋問、あるいは、被告人の話というのは、どの事件でも聞いていると思えますけれども、その質問の仕方、検察官や弁護人の質問、尋問の仕方というのはなかなか技術があると言われてはいますけれども、この辺り、何か分かりづらい、こういう聞き方ではこの人の話が分からないとかですね、こういうふうに聞いてくれれば良かったのになという辺り、何かご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。あるいは、質問の趣旨が、何でこんなことを聞いているのか最後まで分からなかったとかですね、いかがでしょうか。7番の方、いかがでしょうか。証人なり被告人なりから話を引き出すという場面ですけれども、検察官なり弁護人の、こういうふうに聞いてくれないと内容が分からなかったとか、そういうことはございましたでしょうか。

7番

ないです。分かりやすく、弁護士さんも裁判官も、説明しながら教えてくれたので、その点は大丈夫だと思います。

高杉判事

他の方は、いかがでしたでしょうか。

8番

私の場合は、先ほども言ったのですけれども、非常に細かい、右手なのか、左手なのか、強さとか、そういう争いだったのですけれども、弁護人の方の質問がほとんど検察官の質問とそっくりで、何を聞きたいのかずっと分からない。被害者の方がたくさん出てきて、遮蔽措置とかビデオリンクとか色々な形で出てきたのですけれども、最初は検察の方が詳しく聞いて、思い出して、先ほどの二次被害、三次被害ということですけど、思い出して泣く。最初から最後まで話した後、弁護士さんがまた最初から聞き直している。その意図がよく分からないのと、この人は弁護しているのかどうか、質問で何が分かるのか、質問の意図が分からないことが多くて、弁護士さんの方は、多分時間がどれくらいというのがあったと思うのですけど、それを埋めるための質問なのか、その場で考えているような質問が非常に多くて、終わった後も、「あれは何だったのだろうね。」という話をしていました。だから、ポイントは絞った方が良いし、ないならないで終わらせて良いのではないかなと思いました。

高杉判事

他の方がいかがでしょうか。それぞれ事件が異なるので、また、尋問した検察官なり、弁護人もそれぞれ違ったと思いますので。5番の方はいかがでしょうか。

5番

検察の方、分かりやすかったのですけれども、たまにいやらしい聞き方するんだなと、よくテレビで見るような、本当にそういう聞き方をするのだなという感想は持ちました。弁護士さんも同じように、これを言わせようとしているのだろうなというようないやらしい質問を実際に行っていたなと思いました。

高杉判事

そのいやらしい質問は、効果的だったですか。

5番

何とも言えないです。

高杉判事

分かりました。他の方、尋問については、ご意見ありませんでしょうか。3番の方はいかがですか。

3番

私のときの裁判は、DNA中心の分析があっても、何せ被告人はぼかすしか言わないというところでは、もう、それ自体、良いか悪いかというふうな、その本人がやったかやらないかというふうなとか、逸脱した形ですと進んでいたものですから。初めて知りましたけれども、760京分の1。それにしても、お母さんにとっては、760京分の1だろうが、100垓だろうが、無量大数だろうが、我が息子がそう言うからにはという境地なのでしょうけれども、重ね重ねの証拠の提示というものは、その場を見ていない私たちには非常に助かりました。正直言って、もう良いじゃないのというくらい出ていたのは確かですけれども。

高杉判事

分かりました。先ほど、尋問の在り方というところについて、それぞれご意見をいただきました。先ほど、6番の方から、冒頭の全般的なご意見というところの中で、休憩ごとに裁判官から「質問はありませんか。」ということで聞かれたけれども、その後で検察官なり弁護士さんなりが質問があると、新たな疑問が湧いてきて、それを解消する場面がなかったというような話をされておられました。もう少し具体的にお話しただいて、どうすれば良かったというふうにお考えでしたでしょうか。

6番

そうですね、私も、その点に関して、やっぱり裁判が終わった後で、一番すっきりしなかったというか、それはどうなのだろうというふうに考えていた点だったので、どうすれば良いのかなというふうにも、ずっと考えてはいたのですけれども、それは私はやっぱり分からなくて、どうすれば良いのでしょうかね。やはり、そこは、公判のスタートからの関わりでしかなかったというのがあって、その前の情報を得る機会というのがなかったもので、捜査の段階で参加しなければ解決できないのかなというふうには、ちょっと漠然とは考えていました。

高杉判事

新たな疑問が出てくるタイミングというのは、証人尋問、一人一人終わりますよね、

A証人，B証人。A証人が終わった段階で，Aさんに聞くべきことは一応聞いたかなと思っていたのだけれども，B証人とか，C証人とか聞いているうちに，新たな疑問が生じてくる，そういうお話ですか。

6番

そうですね，はい。

高杉判事

なかなか難しいかもしれないですね。こうすればというのは，ちょっと，またAさんを聞けば良いという，まあ，Aさんの負担を考えるとということはありませんけれども，それぐらいしか解決策というのはいないですかね。

8番

最初の方に言ったのですけれども，私の場合は，土曜日，日曜日と，休日を挟んでいたのので，聞いた後に考える時間が凄いたくさんありました。一旦，証人尋問とか被告人質問は終わったのですけれども，私の場合は，疑問点が色々出てきたので，メモして，裁判長に「終わったのですけど，質問が一杯出てきたのですけど，どうしましょう。」と言ったら，改めて，最初に被告人に質問する時間を設けてくれました。特別なのか分からないのですけど，配慮していただいて，質問を全部出すことができ，私の中では解決したというところがありました。その場で考えて，すぐ質問するというのは，なかなか難しく，じっくり考えて，その場ではできないから，一回評議室に戻って皆としゃべっているうちに，ああそうだった，じゃあ，この質問してみようというのが出てきたりとか，そういうことがあるのかなと思いました。なので，あの場でなかなか質問は緊張する場面ですしにくいのですが，一旦そういうときは，戻って，話し合っ，また質問する時間とかがあると，やりやすいかなとは個人的には思いました。ちょっと，ケースが違うかもしれませんが，そういう時間があったので，私の場合は，良かったなと思います。

高杉判事

おそらく，審理の時間の関係もあって，ちょっと後ろに下がって，合議室に戻ってどうですかという形で聞くことも多いと思うのですが，今のお話だと，評議室に戻って，少し皆でお話をする方が頭の整理にもなって，疑問点なども出やすいというところもあるかなという感じでしょうかね。他にこうすれば，後で疑問点が残るなどということがなかったのではないかなというご経験をされた，今にしてみれば，あそこをこういうふうにしてもらえたら良かったのになという辺り，何かありますか。

8番

もう一つ，ここに来ている方は，自分から意見を言ってまとめて，意見交換会に出ても良いかなという方なので，しゃべる方だと思うのですが，しゃべらない方もいて，ずっと黙って，意見も何も言わない方もいるのですね。ずいぶん差があつてですね，若い方に特に，一般的な傾向として，多い感じがするのですが，そういう人が何も考えていないかという，そうでもなくて，個人的にしゃべってみると意外と意見があったり，今の若い方とかはそういうパターンが多いと思うのですが，「質問がある？」という何もないのだけれど，よくよく聞いてみるとあると，そういう人から上手に話を質問を引き出すのは結構難しいのですが，紙に書かせるとか，一回戻ってから話を引

き出してあげて、それを裁判長なりが代理でしゃべるとか、そういう方法もあるのかなと思いました。発言したのは、結局、8人いて、補充裁判員の方は直接しゃべりませんが、私ともう一人の方だけで、他の方は、基本的に裁判中は質問がなくてですね、評議室に帰ってみると、やっぱりあるのですね。そういう、しゃべりにくい人にも、投げかけられるような、代理でしゃべるとか、一回戻ってからまとめてからやるとか、あっても良いのかなとは思いました。

高杉判事

紙で書いてもらう、一つのアイデアかなというふうに思いますので、今後、活かしてみたいと思います。他の審理の場面、裁判でのやりとり、あとは論告・弁論という最後のプレゼンテーションもありますけれども、そこも含めて、全般的にご意見等ございますでしょうか。今まで出てこなかった法廷でのやりとりで、こういうことが気になったなというところ、何かおありでしょうか。よろしいですか。もし、積み残していたら、後ほどご意見をいただければと思います。

それでは、次のパートに進めていきたいと思います。我々にとって一番重要なパートなのですが、評議ですね、今までの法廷でのやりとりを聞いて、判決、最終的な判断を示すための話し合いというところな訳ですけども、まず、全般的なお話を伺いたいのですが、話し合いの雰囲気というのですかね、全般的な雰囲気として、意見を言いやすいような雰囲気だったのか、あるいは、お通夜のようなしーんとなっていた、色々それぞれ、裁判官の個性もあるでしょうし、あるいは、お集まりの裁判員の方、補充裁判員の方のキャラクターにもよるところがあるので、色々あったかと思いますが、いかがでしょうか。4番の方、いかがでしたか。

4番

私の担当の裁判長の方は、意見を小さい紙に書いて、黒板に貼って、二つに分けて、そういうふうなやり方をして、あと、紙に書いてあるのを一つ一つ分解して、こういうあれだったら、どのくらいの刑だとか、そういう方まで説明してもらえたので、割と分かりやすいと思ったのですが。やっぱり、1年の重さ、1日の重さというのが、正直言って分からなくて、これで良いのだろうかと思いました。

高杉判事

今、4番の方からは、紙に書いて張り出すというような形で議論をまとめていくというような方法を探られて、分かりやすかったということでしたけれども、他にこういうやり方をしていて、意見が出しやすかった、あるいは、他の方も出しやすいようであった、後は、まとめやすかったとかですね、逆に、意見が出なくて困ったとか、色々あるかと思いますが、いかがでしょうか。その辺り、雰囲気作りというのですかね、こうすれば、もっと裁判員の方たちも、意見が言いやすかったのではないかと、キャラクターも色々ありますので、それだけが問題ではないのかもしれませんが、この辺り、何かご意見ありますか。6番の方、いかがでしょうか。

6番

補充以外の裁判員の方々も、指名をされれば、ちゃんとといますか、積極的に意見を言われる方々ばかりだったので、個人的なしっかりした意見はお持ちなのだなというふうには思っていました。先ほどの方と同じように、私たちの場合も、それぞれがキー

ワードを言って、紙にも書いて、張り出して、それを集約したような方法を使ったのですけれども、やはり、紙に書くというのは良いことだなというふうには思いました。どうしても、自主的に発言をされる方というのは、少なめだとは思いますが。こういう慣れない環境では仕方がないのかなというふうには思いますし、私みたいに興味のある人間ばかりじゃないなというのはありますから、紙に書き出すというのは、一つの方法かなというふうには思いました。

高杉判事

7番の方、いかがでしたか。

7番

先ほど言った4番と6番で、紙に書いて、黒板に貼りだして、そこでまた意見を出して、これはどうだった、あれはどうだった、と言いながらだと、皆さん、他の裁判員さんも発言はするのですけれども、いざ、審理が終わって、部屋に行くと、裁判官が「質問とか尋問はありませんか。」と言ったときに発言しなくて。今後、裁判員になる方は、意見を言うなり、紙に書いて、やりとりしていった方が、多分、良いのではないかなと思います。

高杉判事

あとですね、評議の進め方、量刑の話は後で取り出してお話を伺おうかなと思うのですが、評議の進め方等について、裁判官から色々説明がされる場面はあったかなというふうには思いますけれども、その説明の仕方、あるいは、タイミング等ですね、何か、もっとこうすれば良かったのに、あるいは、逆に分かりやすかったのが良かったですでも良いのですけれども、何か裁判官の説明について、ご意見ある方、いらっしゃいますでしょうか。

1番

自分の場合は、まず、検察官が出す求刑というのは、公的なものというか、あらゆるデータベースに基づいて、その中で出す最高の求刑ですからと、最初にそういう説明をされたから、もうそれ以上の刑はないのだなと、その後で色々なことを議論しても、それ以上はないなということが頭の中に残っちゃったから、その後では、それよりは下になるのだろうかというか、結局は、結果的に、自分のは普通に求刑の八掛けになっちゃったから、なんだかんだ言っても、普通の結果になるのかなというような感じは受けちゃいました。

高杉判事

他の方、いかがでしょうか。説明のされ方ですね、内容の当否は置いておくとして、こういうことで話し合いが進むのだとか、あるいは、こういうことで、裁判のルールというのは証拠に基づいて考えないといけないですよというような説明から始まってですね、色々あったかと思うのですが、最後はどうしても、意見がまとまらなければ、多数決ですよとかですね、色々説明はあったかと思いますが、その辺りの説明、あるいは、証拠の意味なども、先ほど、後で説明を聞いたら、そういうことだったのかということでも分かったというようなお話もありましたが、具体的な話の方が良いですか。今、1番の方からもお話が出ましたけれども。では、もうちょっと具体的な話をしていきたいと思いますが、先程来、皆様、口をそろえて、刑を決める難しさという話はあ

りました。刑を決める難しさについては、じらす訳ではないですが、もうちょっと先に延ばしてですね、3番以下の方については、事実も争われた事件だったと思いますが、この事実の判断はなかなか難しいと思われるような場面があったのかどうか、判断するのがこういうところが難しかったなという辺りはいかがでしょうか。事実認定の点ですね。有罪か無罪か、あるいは、有罪なのだけでも、こういう、先ほど8番の方が言われた態様はどっちなのかとかですね、色々あったかと思えますけれども。

8番

態様云々もあったのですが、被告人に計画性があったかというところも争いがあったのですが、結局、最初にも言ったのですが、本人が何を当時考えていたかというのがよく分からなくて、状況証拠から推測していくという作業になったのですね。その証拠が色々あって、例えば、ラインの通信履歴が凄く長いのが出されてきたりとか、携帯電話の検索履歴がずっと長いのが出されている。その中に、例えば、犯罪とリンクするような言葉が出てくると、それをピックアップして、検察の方は問い詰める訳なのですが、それはそうなのかもしれないけど、「ただ検索しただけです。」と言われればそれまでですし、直接的証拠にはならない。どうやったって、その人が本当にそこで何を考えていたかというのは、分からない。そういう作業がずっと続いたのですね。やったことは間違いない、本人も認めている。そういうところに争いがあり、そうすると、心証としては、悪いことをしたのだから悪い、悪いことはした、でも、その人を擁護するような発言というのはなかなかしづらいのですね。こう考えていたのではないか、実はこの人はこういうふうにしてこうしたのではないかということ、擁護するような、その人の立場に立った発言というのとも考えたり、出てくるのですが、やっぱり悪いことをしたことは間違いないので、その擁護の発言というのはしづらい。量刑の話は後で出てくるという話ですけど、量刑を決めるときも、擁護の発言も、どうしてもしづらいので、どんどん量刑が重い方に行きがちになる。ちょっと、話していても、どうまとまりをつければ良いか分かりませんが、そういう流れで進んだ作業でしたので、もやもや感がずっと残ったというような、まあ、それは裁判長の進め方云々ではなく、その事件そのものが、そういう類のものだったので、そういう感じでした。雰囲気としては非常に良くて、その評議の雰囲気は非常に良くて、細かな質問にも答えてくれるような少人数のゼミナールというか、個人授業を受けているような感じで、法律用語とか分からないところを、ホワイトボードに書いて、逐一説明していただいて、食事のときも一緒に昼食を食べて、そのときも、分からないことを質問しても、それに対して答えてくださるような、非常に丁寧だったので、その辺は非常に満足しています。

高杉判事

5番の方は、いかがですか。認定事実という辺りで悩まれたりとか、話し合いが難しかったなとか、何かございますか。

5番

事実認定では、幸いにして、私の裁判員の方々、みんな、それぞれ意見を言っていましたし、それに対して、裁判官の方も事細かに説明をしてくれましたので、そんなにもやもや感は私は感じなかったです。

高杉判事

認定の対象も色々ありますからね。被告人が何を考えていたのかというのは、一番難しいところではありますね。

6番

私の事件は、最後まで被告人が否認していたという、強姦自体が合意の上だったかどうかということが争点になっていた事件だったのですけれども、私を感じたのは、8番の方がおっしゃっていたのですけれども、被告人の意見を重視するということがいけないのではないかということという雰囲気というか、被告人は悪いよね、それがありきみたいな感じで進められていて、被告人が否認しているということを、どうやって救ってあげられるというか、そこを考えてあげられるのかなというふうにも考えていて、強姦という事件の性質上、女性でもありますし、あまり被害者に何か疑義があるのではないかということの言いにくかったというのもあって、ちょっとは言ったのですけど、あまり言えなかったというのがありました。法廷では、被害者の方のプライバシーの擁護のためか、法廷には出てこられなくて、中継ですか、被告人も覚えていないということで、被害者の顔が分からないような状態で、そこに立っていて、それで、覚えていない。そういうやり方で良いのかなというふうな疑問もありまして、そこはちょっと、私はもやもやとして、すっきりとしないところではあったのですけれども。

高杉判事

本人が否認している、先ほどどなたかから、神様ではないので、なかなか分からないところもある。その中で、検察官、弁護士さんが出した証拠を見て、どっちなのだと、それを判断する。割り切った言い方をすれば、そのようなことになるのかなと。神様と同じではないので、真理が必ずしも分かるとは限らないというところなのですかね。

事実認定のところはこの辺にして、量刑のところですね、一番皆さんが苦勞されたところですので、お話をお伺いしたいと思います、刑の決め方について、当然、検察官や弁護士さんからもこういう資料をもとにして刑を決めてくださいという話も、まあ、争っている事件だと、もしかすると、弁護士さんからはなかったかもしれないですけど、検察官からは当然、こういうことを考えて、こういう刑にしてくれという意見はあったというふうに思いますし、その資料も出ていたというふうに思います。また、評議の冒頭では、裁判官から、どういうことに着目をして、刑を決めるのかについて説明もあったかと思いますが、こういった説明とか、資料を見て、よくわからなかったなど、こういう説明では全然分からなかったとかですね、あるいは、こういう説明をしてくれれば、最初から分かったのにとか、分かりが遅かったのは、こういう原因があったのではないかとかですね、色々ご意見があるのではないかというふうに思います。確かに、初めてやっていただく方に、量刑、いきなり何年かと言っても、難しいというのは、そうだと思います。我々でも難しいと思っておりますが、説明とか資料の点で、何か、足りないなとか、そういうことがあれば、ご意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。1番の方から、先ほど、ちょっと話が出てましたけれども、今の点、付け加えて何かございますか。

1番

結果的に、過去のデータベースを教えていただいて、こういう場合は何年、それが絶対合っているとも限らないという説明も受けましたが、やはり過去の判決だとかを、そ

れをもとに、今のところ、判断していくのしかないのかなと思いました。

高杉判事

1番の方から、過去のデータベースですね、グラフをそれぞれ皆さん、ご覧になりましたか。見てないという方、いらっしゃいますか。全員、ご覧になりましたか。あのデータベースですけれども、あんなもの見なくても良かったのにとと思われるか、あるいは、あんなものがあるのだったら、早く見せてくれれば良かったのにとかですね、データの有用性、あるいは、見せられるタイミングですね、そういったものについて、何かご意見はありますでしょうか。5番の方、いかがでしょうか。

5番

量刑に関しては、検察の方からの求刑と、同じような事件での判例というのですかね、その前後でしか基準はないのかなとは思っていて、色々な評議の中で裁判員の意見を反映してくれてはいるのですけれども、客観的にというか、そういう判例とかなしで、市民感覚といいますか、個人的な感覚で量刑を考えたのですけども、なんだかんだ言って、判例と検察が求刑を下している年数、その前後に、結局、なっちゃうのだなという感じはしました。

高杉判事

他の方は、いかがでしょうか。そのデータベースの使い方ですね、この辺りについて、何かご意見ありますでしょうか。6番の方、いかがですか。

6番

5番の方とほぼ同じなのですが、過去の判例があっても、やはり事件一件一件、個別に違いますし、似たようなことと言っても、本当に大まかに似たようなことではなくて、判例自体も、裁判長の方が、過去の判例も全部正しいとは限らないのだけども、みたいなことをおっしゃっていて、だったら何を基準にすれば良いのかなというのがあるって、私は補充裁判員だったので、投票する権利はなかったのですけど、その前に模擬で、一旦投票というのをさせていただいて、そのときに考えるにあたって、やはり何も材料がなくて、結局、言い方は悪いですけども、裁判官の方々に誘導されて決めたというような、そういったような印象が強いですね。

高杉判事

その誘導というのは、裁判官が言うとおりになったということですか。

6番

いや、考え方の根拠を示されたということです。

7番

ちょっと良いですか。私が疑問に思ったことは、そのデータベースを使ったときに、このくらいの刑だと言われて、判決は出たのですけれども、その判決に対しての、例えば、被告人の人が刑務所に入っていて、その間の刑期が多分1年半くらいあると思うのですけど、この決まった刑の中の差し引いての刑なのですよね。

高杉判事

未決勾留ということですかね。それまで拘束されていた期間。

7番

その期間も入って、一緒に含まれて、差し引いての話、後から知らされて、やはり裁

判員の人も、それは前もって言うてくれれば、ちょっと考え方も違ったのかなという部分が中にありました。だから、そういう大事なことを、やっぱり、裁判長は、前もって、こういうふうになるのだよという、刑期をちゃんと今後、そういうことのないようにしてもらいたいなという、私の本心です。

高杉判事

その辺りは、刑が決まった後に説明があったということですか。

7番

そうですね、はい。

高杉判事

それでは、8番の方、お願いします。

8番

私の場合は、事件が強盗致傷ということで、成立すると6年以上が決定ということで、他にも色々あったので、それより高くなるのだろうかというのは、すぐ予想されました。じゃあ、6年以上だったら、7年なのか、8年なのか、9年なのかというところで、非常に悩みました。データベースも使って、出すのですけど、本当にぴったりというのはなくて、やはり個別に裁判で色々違うので、参考にはなりますが、結局は、決めざるを得ない。何回か話しているのですけど、本人の心の中がよく分からないので、本当のところがよく分からない中で、じゃあ、7年なのか、8年なのか、9年なのか、結構、振れ幅が出ます。決めるときに、それをどのくらい刑に足したら良いのかというのが、結局、人によって違うというか、よく分からない。7年と8年と9年というのは、似たようで、本人にすれば全く違う訳で、刑期を終えると、8年以上だったら、その人は40歳近くになって出てくる。7年とか6年であつたら、30歳半ばで出てこられる。それで、人生やり直すとする、ずいぶん違いがあるなということを考えて始めると、なかなか難しい作業で、データベースもありますけど、やっぱり個別事情をよく考えて出さざるを得ないのかなと、難しい作業だったと思います。

高杉判事

今、データベースもあるけど、それでも難しいという話だったかなというふうに思いますが、逆に、データベースがなくても考えられるよということはあるのですかね。あまり、データベースがあるから、すぐに8年ですというのがポンと出てくる訳ではないけれども、データベースは見ておいて良かったということになるのでしょうか。あるいは、見なければ良いのになというご意見はおありになりますか。直ちに、似たものという先ほどからお話があったように、個別の事情というものがありますから、全く同じ事件というのは絶対ない訳ですよ。また、先ほどから、裁判長から説明がありましたというお話のように、過去の裁判、判決が正しいとは限らない、それも確か。絶対的な基準がない以上はそう。ただ、100件とか200件とかあるうちの傾向というのは出てくる。これを参考としてご覧くださいというのは、データベースではあるのですが、こんなものもなくとも良い、とはなかなかならないのですかね。それはあっても良いけど、ただ、その中で決めるのは難しかったというお話でしょうか。データベースを示されるタイミングというのですかね、散々、話をして、最初からこれがあるのなら見せてくれれば良かったのになというふうにお感じになった方とかいらっしゃいますか。ちょっ

と遅すぎたのではないか、あるいは、もうちょっと議論が煮詰まった後で見せてもらった方が良かった、何か早めのうちに出ちゃったから、もうどれだけ話し合っても、これではもうこの年数じゃないかというのが決まってしまうって、その後の議論が盛り上がらなかったとか、その辺りのタイミングの問題について、何かお感じになった方はいらっしゃいますか。ちょっと、別の観点から伺いますが、先ほど、主に皆さんが参考にされたのは、データベース、それから検察官の求刑というお話がありました。逆に、弁護士さんの最近の例だと、科刑意見ということで、このくらいの刑にしてくださいという意見を述べられるケースも段々と増えてきているというふうに思いますけれども、1番の方の事件では、弁護士さんはどのくらいの刑と言っておられましたか。

1番

弁護士さんは、自分が担当した裁判のときは、丁度、執行猶予がつくかつかないかで、弁護士さんは懲役3年で執行猶予を付けてくださいという感じでした。

高杉判事

他の方で、弁護士さんが、完全に無罪というのだったら、多分、無罪ということで刑の意見はないと思いますけど、このくらいの刑にしてくれという意見を述べられた方、弁護士さんが述べられた方、いらっしゃいますかね。

8番

(手を挙げる。)

高杉判事

それは、一部無罪になっちゃうから、そこの部分を差し引いての刑になる訳ですか。

8番

結果的には、強盗致傷だったのですが、弁護人の意見は、窃盗と傷害で分けて出してきました。計画性がなくて、たまたまそうなったと。そうすると、全く刑が違ってですね、強盗致傷だと、先ほど言いましたけど、6年以上で結構重い部類ですけども、窃盗と傷害だと、執行猶予もつくかもしれないというところで、全く次元が違う、世界が違う、別世界になってくるという感じで、意見がありました。

高杉判事

そうすると、話が変わってくるので、1番の方に伺いますけれども、先ほど、検察官の意見は参考にしましたという話でしたけど、弁護人の意見というのは参考にはならなかったのでしょうか。もし、参考にらなかったというのであれば、それはなぜなのでしょう。

1番

法廷で聞いている時には、弁護人の発言というのはちゃんと聞いていましたが、評議だとかするときには、ほぼ、弁護人の考えはあまり当てはめてなかったような感じで進めていたような気がしました。

高杉判事

1番の方自身の考えをまとめていく際にも、弁護人の意見というのは参考にしなかったのでしょうか。

1番

いや、結局、自分は、やっぱり、執行猶予がつくかつかないかの瀬戸際だったので、

反省材料がいっぱいあるのなら、弁護人の方にしたいなと思うのですが、やっぱり、どうしても最後に煮詰まってくると強引に自分ではいけない雰囲気になっちゃって、周りに歩み寄るという感じで。

高杉判事

結論においては、最終的には弁護人の意見には乗らなかったということかもしれないですが、その思考の過程においては、もちろん、弁護人の主張されたところも、考慮に十分に入っていたということにはなる訳ですね。弁護人のご意見は有用ではあったということになる訳ですか。

1 番

はい。

高杉判事

時間も大分迫って参りましたので、司会をお戻しいたします。

司会者

やっぱり量刑は、非常に難しいですね。皆様、これまで裁判自体に直接かかわることがない中で、「決めてください。」という訳ですから。「決めてください。」と言うからには、決めるための尺度、これはこういうルールに則って、こういうふうに判断していくというものを明確にお示ししないとですね、ただ単に適当に言ってくれということになってしまうと、これは時間も無駄になるし、失礼にも当たるということで、そのところを、そうならないように、いかに議論ができるかというところで、心を砕いている部分はあるのですが、何せ事柄が非常にこう難しいということがあろうかと思いません。逆に皆様からご覧になってですね、素人には無理だというふうにおっしゃいましたし、あるいは、裁判官の方で言われてしまうとそうなのかなというふうに思ってしまうというご意見もあったのですが、逆に言うと、裁判官の言っている意見というの、その程度のあいまいな材料でしか言っていないと、要するに、いい加減ではないのかとお思いになったことなどありませんか。6 番の方、いかがですか。

6 番

もちろん、いい加減だとは思いませんけれども、こういうふうに決めているのだな、決まっていくのだなというのは、垣間見た気がしました。ただ、もちろん、色々勉強されて、経験も積んでこられた専門家の方々ですので、それなりの根拠をお持ちで、確かなのだとは思いますが、いい加減とは思いません。

司会者

4 番の方は、いかがですか。

4 番

どちらかというと、やっぱり、裁判官とか裁判長は、それなりの長年の経験もあるし、我々と全然違うプロですが、我々と分野を分けるといえるか、違う観点から見た意見というのは、やっぱり、もうちょっと聞いて、そういう意見を重視した方が良いのではないかというふうに思いますね。

司会者

私の個人的な感想ですけども、まさに8 番の方がおっしゃったとおりですね、1 年の差をどうやって決めるのかというのは、本当に悩むところです。そのときに、裁判官

も皆様と同じように平場で意見を言ったかと思うのですが、結局、何年と何年の差を、裁判官はどう考えているのかといたら、多分、皆様と同じような悩む中で、言っているだけということもあろうかと思うのですよね。ですから、そんなに法律を学んだからといって、卓越しているということは全くないということは、むしろ、皆様が評議を一緒にしていただく中で、もうお分かりになったことではないかなと思いますが、皆様お優しいので、手厳しい意見はあまりおっしゃらないのですよね、評議のところについては、これくらいで、先に進めたいと思います。

<これから裁判員及び補充裁判員となられる方へのメッセージ>

司会者

最後に皆様にですね、順番にまたお話を伺いできればと思っております。今までのところで漏れてきたところで、裁判員制度そのものということでも結構でございます。それから、ご自身の担当した事件ということでも結構でございます。何か言い忘れて、ここはこういうふうにすべきだとか、あるいは、ここは良かったとか、何でも結構でございますので、その点を述べていただいた上で、今後参加する方へのメッセージというものを一言加えてですね、発言を締めくくっていただければと思います。

8番

裁判に参加して思ったことは、被害者にも加害者にもなりたくないなと強く思いました。普段生活していて、色々ストレスのかかる社会で、キレそうになったり、腹が立ったり、それで手を出してしまうというのは世の中に色々あるのですが、その後、こういうことが具体的に起こっていくのだというイメージを持つと、キレて人を殴ってしまったり、ましてや殺してしまったりということは、なくなるのではないかと。そういう意味で、裁判とはこういうもので、被害者も加害者もこれだけ悲惨であるということを知るといことは、大事なことはないかなと思います。多分、裁判員裁判の制度そのものもそういう意義というか、知ってほしいというところもあるのかなと思しました。それが一つ感想です。もう一つ言うと、裁判員裁判のこととは違うのですが、最初にもちょっと言ったのですが、被害者が事件直後に現場に立ち会って再現し、調書をとったり、色々調べているときにも再現し、多分、裁判始まる前もまた思い出して話して、当日またしゃべって、検察側からも弁護側からも質問をされて、何度も何度も思い出す。そういう中で、せっかく忘れかけて、もしくは、カウンセリングに通って、大分癒えてきたところで、また復活して、二次被害、三次被害になっていって、それは、非常に見ていて心苦しいところでした。致し方ない部分もありながら、何とかならないものかなというのは、見ていて感想として持ちました。今後参加する方へのメッセージ、やった方がよいのではないかなと思います。

7番

私は、今回の裁判員裁判に補充裁判員として参加して思ったことは、自分の意見が法廷の中で発言ができない、それが一つ悔いが残るかなと思います。議論の場では、色々発言してきたのですが、今後、裁判員に参加する方は、悔いのないように発言をしていってほしいなと思います。

6番

私も補充裁判員として参加させていただいたのですが、私は7番の方とは違っ

て、意見も他の方と同じように述べさせていただきましたし、質問についても、自らは発言しないにしても、ちゃんと聞いてくださって、裁判官に代わりに言ってくださったりということで、全く他の裁判員の方と遜色ないような扱いをしていただいたと思って、感謝しています。今回参加して良かったと思うことは、これまで閉ざされていた世界だったのですけれども、こういう方法で行われるのだなということがよく分かったということと、8番の方がおっしゃったように、やはり、被告人にも被害者にも証人にもなりたくないなというふうに思って、犯罪の抑止力になったのではないかなと思います。証人の方も緊張されて出てこられるのですけれども、あれは本当に結構問い詰められたり、検察の方に問い詰められて、タジタジとしていた場面とかもあって、被告人扱いという訳ではないのですけど、ちょっと、せつかく証人に出てきているのに、これはきついなというふうに思いましたので、私もなるべく証人というのも避けるように、犯罪を犯しそうな人とは、あまり接触がないようにしようという、そういう抑止力にもなりました。やはり、こういった経験、数少ない選ばれし人間ができることだと思いますので、それを周囲に発信するのが役割だなというふうに思いましたし、それによって、犯罪はだめなのだよと浸透させる、伝えることでできれば良いなと思いました。最後に、言いにくいのですけれども、やはり、検察寄りの流れでいくのかなというのは、個人的に感じましたし、今回の被告人は前科の多数ある方だったのですけれども、前科者というのは結構不利だなと思いましたし、あと、最後まで否認していたのですけれども、それが救われなくて、もし、えん罪だったとしたら、起訴されると終わりかなというか、えん罪はやっぱり救われないのではないのかなと、ちょっと感じました。全く個人的な意見ですけれども。でも、もの凄く本当に参考になりましたし、もし、また選任されるようなことがあったら、今回の経験を踏まえて、それを活かすことができるのではないかなというふうに思いました。

5番

裁判員を経験して、制度についてなのですが、先ほども言ったように、今回は長く、選任手続を含めて、連続した7日間の拘束というのは、なかなか大きな負担だなと思いましたので、そこは改善、何か工夫できれば良いなと思ったのと、あと、当日の日帰りか宿泊かというところで、私は苫小牧なのですけれども、公共の交通機関で通える距離ではあるのですが、なかなか大変なところがあって、中には岩見沢からも日帰りで来られてる方もいて、ちょうど、やっている最中に大雨のときがあって、電車が止まったとか、そういう話もあったりして、距離の問題なのかどうなのか、よくは分かりませんが、岩見沢、苫小牧、この辺は宿泊でも良いのかなと、是非そうしてほしいなと思うのと、あともう一つは、判決で決まった年数、10年ないし9年とか、そう皆で決めたのですが、実際に収監されて、万が一、模範囚とかになったら、多分減刑されるかと思うのですが、その辺の詳しい説明というか、今回は凶悪犯じゃないですけど、色々ないくつもの事件をして、私は凶悪犯だなと思ったのですが、もしそれが減刑された後、この人が世に放たれたとき、非常に怖いなと、同じ北海道に住む者として非常に怖いなと思うので、それが求刑に反映されるかどうかは分かりませんが、その後のことも、より詳しく説明していただくと良かったかなと思います。

4番

裁判員になって、経験しまして、大変良かったなと思っております。最近、新聞などを見て、裁判員の事件で気になったのですが、北海道の石狩の事件で有罪になって、最高裁でまたそれが有罪になった、そういう事件なら、裁判員の人が、大変だっただろうなと思いますが、内地の方で、裁判員の裁判で有罪になって、逆に最高裁で無罪になった事件を聞きますと、何人もの裁判員、裁判官の人が、何日も協議して、そして、最高裁の裁判長の一言で無罪になっちゃうのだなと、やっぱり、もうちょっとなぜ無罪になったかということの分かりやすい説明で新聞報道した方が良いのではないかなと、裁判員になって、そういうことも感じました。

3番

私の感想ということで、ためになる厳しいご意見という趣旨に外れるかもかもしれませんが、6番の方が冒頭でおっしゃっていたように、この会、終始、普段法衣を着て雲の上の裁判官の方々に、随分気を遣っていただいた、そんな印象があります。もって、何の問題、かの問題というふうな形で、突き詰めて話をしだしたら、限りがない、際限はないかなと。でも、ご一緒して、しゃべることは職分で会議内容テストとか何とかあるのですけれども、運ぶ中で、ブレイクストーミングのような感じで、ポストイットに書いて、出てきた意見を否定せずというふうな形でやって、最終最後までいくやり方ということでは、8人もいましたら、色々な意見の人もいますから、かなり良い線をつくっていく進め方だと思います。ただ、あれだけ時間を使って、最後詰めて、適切か適切でないかは別として、過去の判決、データというふうな形で、判決というふうなものを見る必要はなかったかというふうに言われても、それはないと思いますね。諸兄にあっても、最初生まれたときから裁判官であるはずないし、勉強の過程の中では、やっぱりそういうのもあって、この厳しい立場をプロとしてやっておられるはずで。いわんや、全く知らない私たちが、遮二無二でも結論出してという域ではないと思います。あのデータは、やっぱり必要なんだと思います。ただ、あれだけ時間を使って、ご記憶だと思いますけれども、12年半、12年云々とやった挙句の一番最後で、未決勾留のご説明というのは、説明だけなら、もうちょっと早くても良かったのではないかなと思います。いずれにしても、私も仕事が大変でした。ないしは、土日を挟んで、難しい顔をしていけば、ある程度、最小限のうちのやつとの交わす言葉もとげとげしくなったりとかいうのを言っていたら、これ、どの国民の皆様も平等だと思ったら、乗り越えなければならない話ですし、それにしても、これを考える形で、一歩正しくはというふうな形の機会を与えていただけたお礼が言いたくて、今日は出てきました。どうも、ありがとうございました。

1番

普段は裁判とかに関わることはないですが、普通に生活してても、自分も訴訟に巻き込まれたり、そうした場合に、こういう裁判員とか経験しておく、自分も、そのときどう対応して良いのかとか、そういうのも色々考えつくようになってきたので、今後参加する方へのメッセージとして、自分を守るためにも、こういう裁判員とかを経験しておいた方が良いでしょうということをお知らせしたいと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、最後に、出席されている検察官、それから弁護

士の方から、それぞれ順番にご感想などをお伺いしたいと思います。

仲戸川検事

本日は一日ありがとうございました。本当に、一つ一つ、貴重な意見ばかりで、あっという間に時間が過ぎたという印象でございます。今日、検察庁でここにいるのは私だけですが、皆様から聞いた話は、全検察官にきちんとフィードバックしますので、それぞれの皆様が立たれた事件の担当者の耳には必ず、皆様のご意見、届けます。それがまた、今後の裁判員裁判で、検察が更に進化をして、分かりやすく、理解をしていただきやすく、そして、皆様が納得いった判決を出せるような訴訟活動ができるように活かしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。本日は、どうもありがとうございました。

政池弁護士

皆さん、今日はお疲れ様でした。色々な意見を聞かせていただきまして、本当にありがとうございました。弁護人の活動に対して、ご指摘があった点、質問の意図等が分かりにくいとかですね、説明の分かりやすさの点だとか、姿勢も含めて、被告人のためになっているのだろうかとか、疑問に思われた点があったということもありましたので、その前提についてはですね、反省として活かしていきたいなと思っております。あと、一つ今日聞いて良かったなと思ったのは、評議の場でですね、被告人の意見を汲み取ろうと裁判員の方がしてくれているというのがわかりましたので、ただ、なかなか擁護しにくい罪の中で言うのも難しいというところもある中で、弁護人としてはですね、その中でも、説得的に裁判員の方にご説明できるような材料を、何とか説得的なものをご提供して、そのお役に立つとかですね、被告人のためになる活動をしていく必要があるのだなということを感じました。こういうような色々な意見を聞かせていただいて、今後の弁護人の活動として活かしていけるように、弁護士会の方にも還元していきたいと思っておりますので、今日は、色々な意見をお聞かせいただきまして、本当にありがとうございました。

司会者

それでは、以上をもちまして、本日の意見交換会を終了といたします。皆様には、本当にどうもありがとうございました。

以 上